

四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第16号

四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

四日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年四日市市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（<u>三重県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）を含む。</u>）であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>
<p>(職員)</p> <p>第30条 小規模保育事業所A型には、保育士（<u>地域限定保育士を含む。次項において同じ。</u>）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又</p>	<p>(職員)</p> <p>第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食</p>

は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2及び3 (略)

(職員)

第32条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士(地域限定保育士を含む。次項において同じ。)その他保育に従事する職員をして市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2及び3 (略)

(職員)

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(地域限定保育士を含む。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する

事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2及び3 (略)

(職員)

第32条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員をして市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2及び3 (略)

(職員)

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員

保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 及び 3 (略)

(職員)

第 4 8 条 事業所内保育事業（利用定員が 1 9 人以下のものに限る。以下「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）

その他保育に従事する職員をして市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下の条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第 1 7 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 及び 3 (略)

を置かないことができる。

2 及び 3 (略)

(職員)

第 4 8 条 事業所内保育事業（利用定員が 1 9 人以下のものに限る。以下「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員をして市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下の条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第 1 7 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 及び 3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)